# 参 考 資 料

人 事 院

## 目 次

1	国家公務	<b>5</b> 員給与関係	
	第1表	国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
	第 2 表	国家公務員の平均給与月額	2
	第 3 表	国家公務員の扶養親族数別人員	2
	第 4 表	国家公務員の地域手当の支給状況	3
	第 5 表	国家公務員の寒冷地手当の支給状況	3
	第 6 表	国家公務員の通勤手当の支給状況	3
	第 7 表	国家公務員の平均年間超過勤務時間数	4
	第 8 表	国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比	4
	第 9 表	組織区分別、年齢階層別人員構成比(全職員)	
		(令和6年と平成26年との比較)	5
2	民間給与	- 関係	
	令和6年	職種別民間給与実態調査の概要	6
	第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	7
	第 11 表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	8
	第 12 表	職種別給与額等	9
	第 13 表	民間における初任給の改定状況	10
	第 14 表	民間における家族手当の支給状況	11
	第 15 表	民間における通勤手当の支給状況	12
	第 16 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	13
	第 17 表	民間における寒冷地手当の支給状況	13

## 1 国家公務員給与関係

第1表 国家公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数

F=-		± O I小口 /	丰国家公務員給与等実態調査)
区分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
俸給表	人	歳	年
全俸給表	250, 434	42. 0	20.0
行政職俸給表(一)	139, 298	42.1	20.0
行政職俸給表(二)	1,829	51.2	29.3
専門行政職俸給表	7,755	42.7	20.3
税 務 職 俸 給 表	49,806	41.4	19.9
公安職俸給表(一)	21,838	41.8	20.4
公安職俸給表(二)	22, 934	40.0	18.5
海事職俸給表(一)	204	41.9	20.4
海事職俸給表(二)	359	40.9	21.9
教育職俸給表(一)	98	45.7	20.9
教育職俸給表(二)	67	49.3	25.5
研究職俸給表	1,348	46.8	23.0
医療職俸給表(一)	582	53.9	27.2
医療職俸給表(二)	497	46.9	21.3
医療職俸給表(三)	1,819	48.1	22.7
福祉職俸給表	240	44.1	20.1
専門スタッフ職俸給表	154	56.2	33.0
指定職俸給表	967	57.0	33.6
特定任期付職員俸給表	476	44.1	-
第一号任期付研究員俸給表	78	44.1	-
第二号任期付研究員俸給表	85	35.7	-

- (注) 1 新規採用者 (11,110人)、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び在外公館に勤務する職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)。
  - 2 全俸給表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
  - 3 特定任期付職員俸給表とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条 第1項に定める俸給表を、第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは、それぞれ「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2 項に定める俸給表をいう。
  - 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「一般職の職員の給与に関する法律」附則第8項により俸給月額が決定される職員を除いた数値である(以下第9表までにおいて同じ。)。

第2表 国家公務員の平均給与月額

給与種目別平均給与月額及び構成比

(国家公務員給与等実態調査)

	_	区	分	行	行政職俸給表(一)適用職員				全 耶	戦 員	
				令和6:	年 4 月	令 和 5	年 4 月	令 和 6	年 4 月	令 和 5	年 4 月
給	与種目			平均月額(	構成比)	平均月額	(構成比)	平均月額	(構成比)	平均月額	(構成比)
				円	%	円	%	円	%	円	%
俸			給	323, 823	(79.9)	322,487	(79.8)	336,041	(81.0)	334, 218	(81.0)
地	」域 =	手 当	等	44, 134	(10.9)	43,800	(10.8)	43,679	(10.5)	43,290	(10.5)
俸	給の特	別調	整額	12,627	(3.1)	12,688	( 3.1)	11,871	(2.9)	11,994	(2.9)
扶	養	手	当	8, 189	( 2.0)	8,602	( 2.1)	8,736	(2.1)	9,027	(2.2)
住	居	手	当	7,628	(1.9)	7,447	(1.8)	6,988	(1.7)	6,769	(1.6)
そ	. (	の	他	8,977	( 2.2)	8,991	( 2.2)	7,486	(1.8)	7,449	(1.8)
合			計	405, 378	(100.0)	404, 015	(100.0)	414,801	(100.0)	412,747	(100.0)

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

#### 第3表 国家公務員の扶養親族数別人員

				V 10 110 2 1 1 1 1 1 2 1 2	300人们 30人们的正/
区 分 扶養親族数		該当職員数	うち 扶 養 親 族 で あ る 配偶者を有する者	うち 扶養親族である子 を 有 す る 者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
		人	人	人	人
1	人	39, 782	19,539	18,328	1,915
2	人	37, 491	17,864	36,828	938
3	人	24,701	19,354	24,653	512
4	人	6,100	5,380	6,097	277
5	人	833	750	832	93
6 人 以	人 上	144	125	144	14
計	-	109,051	63,012	86, 882	3,749

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,061円(平均扶養親族数は2.0人)である。

第4表 国家公務員の地域手当の支給状況

(令和6年国家公務員給与等実態調査)

	地域手当						(11110		3 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
区	支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
	7)]									
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
在 (	勤 人 員構 成 比 )	250, 434 (100.0%)	68,848 (27.5%)	19,114 (7.6%)	21,825 (8.7%)	6,284 (2.5%)	24, 296 (9. 7%)	21,919 (8.8%)	27, 915 (11.1%)	60,233 (24.1%)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
平	均 手 当 月 額	41,001	72, 280	59, 179	55, 203	47,210	40, 292	29,859	19, 257	8,103

<sup>(</sup>注) 平均手当月額には、異動保障による地域手当を含む。

#### 第5表 国家公務員の寒冷地手当の支給状況

(令和6年国家公務員給与等実態調查)

_							( ) H   C   E	<b>水</b> 石份貝帕丁寸大芯明且/
	世帯等の区分		D区分	世帯主で	ある職員			手 当 受 給 者
地址	或の区:	 分		扶養親族あり	その他の世帯主	その他の職員	合 計	1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
				人	人	人	人	
北	1	級	地	1,121	1, 197	129	2, 447	19,762
海	2	級	地	4,625	4,517	906	10,048	17,417
道	3	級	地	862	959	84	1,905	17,052
4		級	地	4,025	5, 289	975	10, 289	12,904
合			計	10,633	11,962	2,094	24,689	15,740

#### 第6表 国家公務員の通勤手当の支給状況

								( la l H O	「日かムか	7只加丁寸2	へ心間引土ノ
/ 区	分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
	受 給	者	人 201,195	人 66,091	人 17,300	人 18,786	人 5,469	人 20,037	人 17,491	人 21,031	人 34,990
	交通機関等 利 用 す		142, 885	63, 148	15,006	15, 160	4, 372	13,818	10,494	11,436	9,451
	交通用具 使 用 す		45, 480	906	1,280	1,676	720	4,730	5,047	7,576	23, 545
	交通機関等 用具を併用	章と交通 月する者	12,830	2,037	1,014	1,950	377	1,489	1,950	2,019	1,994
	交 通 機 関 等 手当月額(受約		円 16,491	円 15,225	円 17,851	円 16,485	円 16,143	円 16,707	円 17,891	円 17,361	円 19,118
	交 通 用 具 手当月額(受約	に 係 る 合者平均)	円 6,465	円 3,974	円 4 <b>,</b> 592	円 4 <b>,</b> 498	円 5,776	円 5 <b>,</b> 323	円 5 <b>,</b> 434	円 6,544	円 7,542

<sup>(</sup>注) 交通機関等に係る手当月額(受給者平均)には、新幹線鉄道等に係る特例の手当額を含む。

第7表 国家公務員の平均年間超過勤務時間数

(令和6年国家公務員給与等実態調査)

区分	計	本府省	本府省以外
	時間	時間	時間
平均年間超過勤務時間数	230	382	194

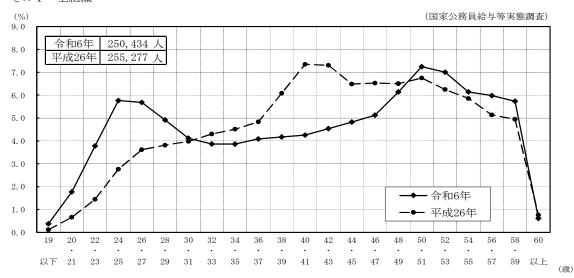
<sup>(</sup>注) 平均年間超過勤務時間数は、令和6年1月15日現在の在職者のうち、令和5年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

#### 第8表 国家公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

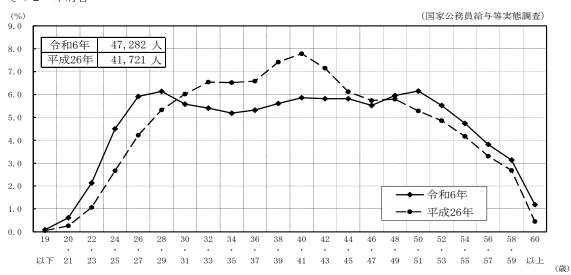
都道府県	在勤人員(構成比)	都道府県	在勤人員(構成比)	都道府県	在勤人員(構成比)
北海道	14,400人 (5.75%)	石川県	2,468人 ( 0.99%)	岡山県	2,936人 ( 1.17%)
青森県	1,800人 ( 0.72%)	福井県	1,170人 ( 0.47%)	広島県	6,344人 ( 2.53%)
岩 手 県	1,712人 ( 0.68%)	山梨県	1,066人 ( 0.43%)	山口県	2,090人 ( 0.83%)
宮城県	6,414人 ( 2.56%)	長野県	2,477人 ( 0.99%)	徳島県	1,266人 ( 0.51%)
秋田県	1,741人 ( 0.70%)	岐阜県	2,105人 ( 0.84%)	香川県	3,334人(1.33%)
山形県	1,642人 ( 0.66%)	静岡県	3,427人(1.37%)	愛媛県	1,867人 ( 0.75%)
福島県	2,788人 (1.11%)	愛知県	11,693人 ( 4.67%)	高知県	1,433人 ( 0.57%)
茨 城 県	3,772人(1.51%)	三重県	1,992人 ( 0.80%)	福岡県	10,242人 ( 4.09%)
栃木県	2,232人 ( 0.89%)	滋賀県	1,062人 ( 0.42%)	佐賀県	1,344人 ( 0.54%)
群馬県	2,088人 ( 0.83%)	京都府	4,301人 (1.72%)	長崎県	2,131人 ( 0.85%)
埼玉県	10,319人 (4.12%)	大 阪 府	15,680人 ( 6.26%)	熊本県	4,025人(1.61%)
千葉県	6,615人 ( 2.64%)	兵庫 県	6,667人 ( 2.66%)	大分県	1,685人 ( 0.67%)
東京都	73,525人(29.36%)	奈 良 県	1,094人 ( 0.44%)	宮崎県	1,467人 ( 0.59%)
神奈川県	8,217人 (3.28%)	和歌山県	1,452人 ( 0.58%)	鹿児島県	3,194人(1.28%)
新潟県	3,742人(1.49%)	鳥取県	1,149人 ( 0.46%)	沖縄県	5,485人 ( 2.19%)
富山県	1,370人 ( 0.55%)	島根県	1,411人 ( 0.56%)	計	250,434人 (100.00%)

#### 第9表 組織区分別、年齢階層別人員構成比(全職員)(令和6年と平成26年との比較)

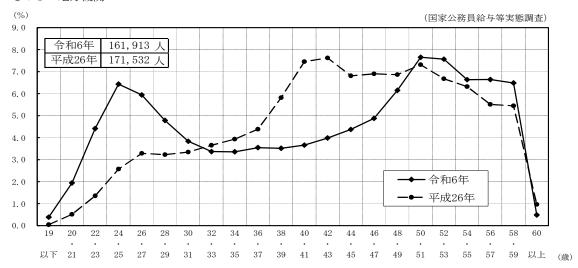
#### その1 全組織



#### その2 本府省



#### その3 地方機関



(注) 地方機関とは、管区機関、府県単位機関及びその他の地方支分部局をいう。

### 2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実 態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 58,405事業所
- ② 調査対象職種 76職種(行政職(一)相当職種22職種 その他の職種54職種)

#### (4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、都道府県等別に組織、規模、産業により911 層に層化し、これらの層から11,686事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。 調査完了事業所は、第10表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集 計

① 調査実人員は、行政職(一)相当職種が423,517人(初任給関係 29,157人、初任給関係以外 394,360人)であり、その他の職種が44,582人(初任給関係 1,942人、初任給関係以外 42,640人) である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は4,282,996人であり、このうち、行政職(一) 相当職種は3,531,281人である。

- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ③ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

				( IS TH C	一种树里加以间	11 4 7 (10:11)
企業規模産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業素	9,471	1,705	1,281	1, 152	3,879	1,454
農業、林業漁業	22	0	0	0	8	14
鉱業、採石業、砂利採取業 建 設 業	775	145	89	83	254	204
製造業	3,927	500	553	507	1,729	638
電気・ガス・熱供給・水道業 情 報 通 信 業 運 輸 業 、 郵 便 業	1,647	333	253	191	645	225
卸売業、小売業	757	132	113	120	317	75
金融業、保険業不動産業、物品賃貸業	367	140	76	38	94	19
教育、学習支援業 医療、福和 サービス業	1,976	455	197	213	832	279

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外である ことが判明した事業所が201所、調査不能の事業所が2,014所あった。
  - 2 調査対象事業所11,686所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所201所を除いた 11,485所に占める調査完了事業所9,471所の割合(調査完了率)は、82.5%である。
  - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和6年職種別民間給与実態調査)

							1							
	職種			学	Д	<b></b>	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満				
									円	円	円	円		
							学院修 呈 修		254, 793	258, 772	245, 268	256, 787		
	新	卒	事	務	員〈	大	学	卒	220, 368	226, 469	214, 437	214, 930		
	2171	'	4.	323		短	大	卒	190,835	193, 196	188, 966	187, 257		
事						高	校	卒	179, 570	184, 141	175, 537	177, 999		
務								大学課 程	学院修 星 修	士了	253, 778	261,567	240,671	224, 707
	新	卒	技	術	析 者〈	者〈	大	学	卒	225, 914	235, 998	219,000	216, 258	
術	7191		17	נויו			短	大	卒	206, 271	213, 345	200, 234	194, 907	
関					(	高	校	卒	185, 524	189, 643	182, 467	181, 453		
係						学院修 星 修		254, 158	260, 515	242, 257	243, 175			
	新 太 <b>東                                  </b>	昌 •	技術を	货老計	大	学	卒	222, 379	229,615	216, 185	215, 497			
	新卒事務員・技術者		1V [11] (11 II	1V III . II II	1V 101 . E II			短	大	卒	199, 520	204, 776	195,070	191,829
			(	高	校	卒	182, 852	187, 214	179,311	179, 893				

<sup>(</sup>注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

#### 第12表 職種別給与額等

#### 給与比較の対象職種

企業規模計

		快前		_				-				(节相0 牛椒性別民间和子夫忠調宜)
					<del>ं</del> मा	*	₩.	1/→	令和6年	F4月分平均	自支給額	
	職	種	名		調実 人	査員	平年	均齡	きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)	備考
	支	Æ	ŧ	長	7	人 '19	53	歳 3.6	円 804 <b>,</b> 752	円 6,758	円 797 <b>,</b> 994	「構成員50人以上の支店(社)の長 し(取締役兼任者を除く。)
	エ	坳	司	長	4	73	54	. 6	743, 878	2,079	741,799	「構成員50人以上の工場の長 し(取締役兼任者を除く。)
	事	務	部	長	14, 2	218	52	2.6	751,819	4,093	747,726	「2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技	術	部	長	9,5	92	53	3.2	731,381	3,917	727, 464	同 上
事	事	務音	邓 次	長	5,8	301	51	.5	668, 592	7,844	660,748	「前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
務	技	術音	『 次	長	3, 2	114	52	2.4	690,796	10,117	680,679	同 上
	事	務	課	長	27,9	165	48	3.4	632, 972	18, 287	614,685	「2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技	技	術	課	長	23,9	72	49	.7	621, 193	12,470	608,723	同上
術関	事	務課	長代	理	10,6	502	46	5. 2	572, 269	55,118	517,151	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
係	技彳	術課	長代	理	7, 2	94	47	.4	560, 252	48, 442	511,810	同上
職	事	務	係	長	30, 2	153	45	5.1	477, 167	55,312	421,855	{係の長及び係長級専門職
種	技	術	係	長	24, 2	243	46	5.2	519,698	71,681	448,017	同上
	事	務	主	任	25,4	48	40	). 4	408, 805	53,098	355, 707	「係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技	術	主	任	22, 9	080	42	2.6	460, 114	74, 167	385, 947	同上
	事	務	係	員	105, 3	806	38	3.0	361,445	42,509	318,936	
	技	術	係	員	82, 2	280	36	5.7	385,900	55,895	330,005	

<sup>(</sup>注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第13表 民間における初任給の改定状況

	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初	 況	  新規学卒者の   採 用 な し	
学歴	企業規模	球用のり	増額	据置き	減額	лж ла С
		%	%	%	%	%
	規模計	49.7	(67.5)	(31.9)	(0.6)	50.3
ملت کندر ر	500人以上	90.3	(79.4)	(20.6)	(0.0)	9.7
大学卒	100人以上 500人未満	52.1	(63.8)	(35.5)	(0.7)	47.9
	50人以上 100人未満	23.7	(57.0)	(41.3)	(1.7)	76.3
	規模計	29.2	(71.6)	(27.5)	(0.9)	70.8
高校卒	500人以上	57.9	(80.8)	(19.2)	(0.0)	42.1
同化学	100人以上 500人未満	28. 1	(67.0)	(32.0)	(1.0)	71.9
	50人以上 100人未満	15.8	(68.0)	(29.7)	(2.4)	84.2

<sup>(</sup>注) 1 2

新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

#### 第14表 民間における家族手当の支給状況

#### その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

(令和6年職種別民間給与実態調査)

支給	の 有	無	割	牛職種別民间給与美態調 <u>金</u> 合
家族手	当制度があ	っる	74.	5%
配偶者に	こ家族手当を支約	合する	53.	5%
子に家	族手当を支給	する	74.	0%
家族手	当制度がな	: V)	25.	5%
	配偶	者	12,3	20円
	配偶者と	子 1 人	19,0	03円
扶養家族の	配偶者と	子 2 人	25, 2	72円
構成別 支給月額	子 1	人	13, 3	03円
	子 2	人	25, 2	41円
	子 3	人	37, 2	08円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を 支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
  - 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

#### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

見直し予定の状況	割	合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	15.3%	
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	11.1%	
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	73.6%	

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

#### 第15表 民間における通勤手当の支給状況

#### その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

在来線の					在来線の
通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	通勤手当を 支給しない
%	%	%	%	%	%
90.4	(52.9)	(6.4)	(33.9)	(6.7)	9.6

<sup>(</sup>注) ( ) 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

#### その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む   通勤手当を   支給しない
%	%	%	%	%	%
61.5	(50.3)	(10.4)	(21.8)	(17.5)	38.5

<sup>(</sup>注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

<sup>2 ( )</sup> 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和6年職種別民間給与実態調査)

	項目	係	員	課身	長 級	部長級(	非役員)
企業規模		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模	計	55.7	44.3	52.6	47.4	51.8	48.2
500人	、以上	52.4	47.6	45.6	54.4	44.7	55.3
100人以上	500人未満	57.5	42.5	54.4	45.6	53.5	46.5
50人以上	100人未満	54.3	45.7	53.2	46.8	52.7	47.3

#### 第17表 民間における寒冷地手当の支給状況

支	給 の	有	無	割	合
支	給	す	る	50.7	7%
支	給 し	な	\\	49.3	3%
札幌市に 平均支約	所在する 給年額(世	事業所に	: おける 場合)	129, 9	82円

<sup>(</sup>注) 調査対象は、北海道に所在する事業所である。

備 考 国家公務員の場合、札幌市 (2級地) における寒冷地手当の現行支給年額 (世帯主の場合) は、116,800円である。

各種調査等の詳細な結果は、人事院のホームページに掲載しています。

トップページ→ 人事行政に関する政策 → 【人事院勧告】ページから、 「国家公務員給与の実態」、「民間給与の実態」をご覧ください。

# 【人事院勧告】ページ

◎ QRコード



© URL https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html